

教育長に対する権限委任規則 新旧対照表

改正案	現行
<p>第一条 略</p> <p>第二条 次の事項を除き、委員会の権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>一～十四</p> <p>十五 文化財保護、視聴覚教育、ユネスコ活動及び ——公益信託に関すること。</p>	<p>第一条 略</p> <p>第二条 次の事項を除き、委員会の権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>一～十四 略</p> <p>十五 文化財保護、視聴覚教育、ユネスコ活動並びに教育に関する法 人及び公益信託に関すること。</p>

教育長に対する権限委任規則の一部を改正する規則

教育長に対する権限委任規則（昭和三十一年石川県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第十五号中「並びに教育に関する法人」を削る。

附 則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

教育長に対する権限委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月 日

石川県教育委員会

石川県教育委員会規則第

号

教育長専決に関する規則 新旧対照表

改正案	現行
<p>第一条 略</p> <p>第二条 教育長は、次に掲げる事務を専決することができる。</p> <p>一～八 略</p> <p>九 教育に関する公益信託事務のうち、次の事項に関すること。</p> <p>(一) 信託の 変更の許可</p> <p>(二) 信託の併合の許可</p> <p>(三) 吸収信託分割の許可</p> <p>(四) 新規信託分割の許可</p> <p>(五) 受託者の辞任の許可</p> <p>(六) 検査役の選任</p> <p>(七) 受託者の解任</p> <p>(八) 新たな受託者の選任</p> <p>(九) 信託財産管理命令</p> <p>(十) 保存行為等の範囲を超える行為の許可</p> <p>(十一) 信託財産管理者等の辞任の許可</p> <p>(十二) 信託財産管理者等の解任</p> <p>(十三) 信託財産法人管理命令</p> <p>(十四) 信託管理人の選任</p>	<p>第一条 略</p> <p>第二条 教育長は、次に掲げる事務を専決することができる。</p> <p>一～八 略</p> <p>九 教育に関する法人事務のうち、次の事項に関すること。</p> <p>(一) 定款又は寄附行為の変更の認可</p> <p>(二) 基本財産処分承認</p> <p>(三) 新たな義務の負担又は権利の放棄の承認</p> <p>(四) 一時借入金以外の借入金の承認</p> <p>(五) 定款又は寄附行為に定めのある場合の認可又は承認</p> <p>(六) その他業務監督に関する一般的事項</p> <p>十 教育に関する公益信託事務のうち、次の事項に関すること。</p> <p>(一) 信託行為の定める信託条項の変更の認可</p> <p>(二) 受託者の辞任の許可</p> <p>(三) 受託者の解任</p> <p>(四) 新受託者の選任</p> <p>(五) 信託管理人の選任</p>

(十五) 信託管理人の辞任の許可

(十六) 信託管理人の解任

(十七) 新たな信託管理人の選任

(十八) 業務の監督に関する事務

十、十一 略

十二 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第二条第一項の規定による本庁の課長以上の職員の派遣

(六) 業務の監督に関する事務

(七) 受託者の信託財産の取得の許可

十一、十二 略

十三 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第二条第一項の規定による本庁の課長以上の職員の派遣

教育長専決に関する規則の一部を改正する規則

教育長専決に関する規則（昭和三十一年石川県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中第九号を次のように改める。

九 教育に関する公益信託事務のうち、次の事項に関すること。

- (一) 信託の変更の許可
- (二) 信託の併合の許可
- (三) 吸収信託分割の許可
- (四) 新規信託分割の許可
- (五) 受託者の辞任の許可
- (六) 検査役の選任
- (七) 受託者の解任
- (八) 新たな受託者の選任
- (九) 信託財産管理命令
- (十) 保存行為等の範囲を超える行為の許可
- (十一) 信託財産管理者等の辞任の許可
- (十二) 信託財産管理者等の解任

(十三) 信託財産法人管理命令

(十四) 信託管理人の選任

(十五) 信託管理人の辞任の許可

(十六) 信託管理人の解任

(十七) 新たな信託管理人の選任

(十八) 業務の監督に関する事務

第二条中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、同条第十三号中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改め、同号を同条第十二号とする。

#### 附 則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

教育長専決に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月 日

石川県教育委員会

石川県教育委員会規則第

号



石川県教育委員会事務局等組織規則 新旧対照表

改正案

第一条～第四条 略

(分課の分掌事務)

第五条 本庁各課の分掌事務は、次のとおりとする。

分課名	分掌事務
庶務課	16 公益信託事務の総括に関すること。
	15 略

現行

第一条～第四条 略

(分課の分掌事務)

第五条 本庁各課の分掌事務は、次のとおりとする。

分課名	分掌事務
庶務課	16 教育に関する法人及び公益信託事務の総括に関すること。
	15 略

石川県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則

石川県教育委員会事務局等組織規則（昭和四十年石川県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第五条の表庶務課の項第十六号中「教育に関する法人及び」を削る。

附 則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

石川県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月 日

石川県教育委員会

石川県教育委員会規則第 号

博物館の登録等に関する規則 新旧対照表

改正案	現行
<p>第一条 略</p> <p>(登録申請)</p> <p>第二条 法第十一条の規定による登録申請書は、次のとおりとする。</p> <p>一 地方公共団体の設置するものにあつては、別記様式第一号</p> <p>二 一般社団法人又は一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人にあつては、別記様式第二号</p>	<p>第一条 略</p> <p>(登録申請)</p> <p>第二条 法第十一条の規定による登録申請書は、次のとおりとする。</p> <p>一 地方公共団体の設置するものにあつては、別記様式第一号</p> <p>二 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人にあつては、別記様式第二号</p>

博物館の登録等に関する規則の一部を改正する規則

博物館の登録等に関する規則（昭和四十年石川県教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

博物館の登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月 日

石川県教育委員会

石川県教育委員会規則第 号

石川県教育委員会事務局等処務規程 新旧対照表

改正案	現行
<p>(専決事項) 第十四条 1) 2) 略</p> <p>3 本庁の課長の専決事項は、別表第二のとおりとする。</p> <p>別表第二(第十四条関係)</p> <p>本庁の課長の共通の専決事項 略</p> <p>本庁の課長の個別的専決事項</p> <p>庶務課長</p> <p>1) 7) 略</p> <p>8 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)</p> <p>(1) 第二条第一項の規定による職員(本庁の課長以上の職員を除く。)の派遣</p> <p>以下略</p>	<p>(専決事項) 第十四条 1) 2) 略</p> <p>3 本庁の課長の専決事項は、別表第二のとおりとする。</p> <p>別表第二(第十四条関係)</p> <p>本庁の課長の共通の専決事項 略</p> <p>庶務課長</p> <p>1) 7) 略</p> <p>8 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)</p> <p>(1) 第二条第一項の規定による職員(本庁の課長以上の職員を除く。)の派遣</p> <p>以下略</p>

石川県教育委員会訓令第 号

庁 中 一 般  
出 先 機 関  
学校以外の教育機関

石川県教育委員会事務局等処務規程（昭和41年石川県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

平成20年 月 日

石川県教育委員会

別表第2 本庁の課長の個別的専決事項の表庶務課長の項第8号中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

附 則

この訓令は、平成20年12月1日から施行する。



電磁的記録を使用して行うことができる保存等 新旧対照表

改正案	現行										
<p style="text-align: center;">電磁的記録を使用して行うことができる保存等</p> <p style="text-align: center;">平成 18 年 3 月 31 日 教育委員会告示第 6 号</p> <p>教育委員会の所管する保存等に係る石川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成 18 年石川県教育委員会規則第 5 号)第 3 条の規定により、電磁的記録を使用して行うことができる保存を次のように定め、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>保存</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">条例等</th> <th style="width: 50%;">規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県教育委員会の所管する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則</td> <td>第 28 条第 1 号 から 第 5 号</td> </tr> </tbody> </table>	条例等	規定	石川県教育委員会の所管する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則	第 28 条第 1 号 から 第 5 号	<p style="text-align: center;">電磁的記録を使用して行うことができる保存等</p> <p style="text-align: center;">平成 18 年 3 月 31 日 教育委員会告示第 6 号</p> <p>教育委員会の所管する保存等に係る石川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成 18 年石川県教育委員会規則第 5 号)第 3 条の規定により、電磁的記録を使用して行うことができる保存を次のように定め、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>保存</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">条例等</th> <th style="width: 50%;">規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則</td> <td>第 13 条第 1 項第 1 号から第 5 号</td> </tr> <tr> <td>石川県教育委員会の所管する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則</td> <td>第 14 条第 1 項第 1 号から第 5 号</td> </tr> </tbody> </table>	条例等	規定	石川県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則	第 13 条第 1 項第 1 号から第 5 号	石川県教育委員会の所管する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則	第 14 条第 1 項第 1 号から第 5 号
条例等	規定										
石川県教育委員会の所管する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則	第 28 条第 1 号 から 第 5 号										
条例等	規定										
石川県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則	第 13 条第 1 項第 1 号から第 5 号										
石川県教育委員会の所管する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則	第 14 条第 1 項第 1 号から第 5 号										

石川県教育委員会告示第 号

電磁的記録を使用して行うことができる保存等（平成18年石川県教育委員会告示第6号）の一部を次のように改正し、平成20年12月1日から施行する。

平成20年 月 日

石川県教育委員会

「

条例等	規定
石川県教育委員会の所管に関する公益法人の設立及び監督に関する規則	第13条第1項第1号から第5号
石川県教育委員会の所管する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則	第14条第1項第1号から第5号

」を

「

条例等	規定
石川県教育委員会の所管する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則	第28条第1号から第5号

」に

改める。

石川県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則 新旧対照表

改 正 案	現 行
全削除	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、公益法人に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令(平成四年政令第百六十一号)第一条第三項の規定により、石川県教育委員会(以下「教育委員会」という。)の所管に属する公益法人(以下「法人」という。)の設立及び監督について必要な事項を定める。</p> <p>(設立許可の申請)</p> <p>第二条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により、法人を設立しようとするものは、設立許可申請書(第一号様式)に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 設立趣意書</li> <li>二 社団にあつては定款、財団にあつては寄附行為</li> <li>三 設立決議録の謄本</li> <li>四 社団にあつては、社員名簿(社員名簿を提出することが困難である場合は、社員の員数)</li> <li>五 財産目録</li> <li>六 寄附申込書</li> <li>七 不動産、預金、有価証券等の財産の権利の所属についての登記所、銀行等の証明書類</li> <li>八 不動産その他の主たる財産については、その評価をするに十分な資格を有する者の作成した価格評価書</li> <li>九 設立後二年の事業計画書及び収支予算書</li> <li>十 設立代表者を定めたときは、その権限を証明する書類</li> </ol>

- 十一 設立者又は設立代表者の履歴書
  - 十二 役員となるべき者の就任承諾書及び履歴書
  - 十三 従来から存立している人格のない社団又は財団にあつては、その規約又はこれに類するもの並びに既往およびその三年間における事業及び財産の状況を記載した書類及びこれらの期間の収支決算書
  - 十四 行政庁の許可、認可等を必要とする事業を行う場合は、当該事業に係る許可、認可等を受けていることを証する書類又は当該事業に係る許可、認可等の申請の状況を明らかにした書類
  - 十五 その他教育委員会が特に必要と認める書類
- 2 財団にあつては、前項第五号の財産目録は、基本財産と運用財産に区分して記載しなければならない。社団にあつて基本財産を設けるときも、また同様とする。
  - 3 第一項の許可申請書及び添付書類は、副本を添えて提出しなければならない。

(財産の移転及び報告)

- 第三条 教育委員会から設立を許可された法人は、遅滞なく前条第一項第五号の財産目録記載の財産の移転を受けなければならない。
- 2 財産の移転を受けた法人は、遅滞なく財産移転報告書(第二号様式)にその移転を証する登記所、銀行等の証明書類を添えて、教育委員会に報告しなければならない。

(登記に関する届出)

- 第四条 法人は、民法第四十五条第一項若しくは第三項、第四十六条第二項若しくは第四十八条に規定する登記をしたとき、又は第四十六条第三項の規定による登記がなされたときは、遅滞なく登

記完了届(第三号様式)に登記事項証明書を添えて教育委員会に届  
け出なければならぬ。

2 前項の登記事項が、新たに就任する理事に係るときは、第二条  
第一項第十二号の書類を添付しなければならない。ただし、定款  
又は寄附行為の定めるところにより、その就任について教育委員  
会の承認を受けた場合には、この限りでない。

(監事の異動の届出)

第五条 法人は、監事が就任し、離職し、又は死亡したときは、遅  
滞なく監事就任(離職、死亡)届(第四号様式)により教育委員会に  
届け出なければならぬ。

2 前条第二項の規定は、前項の監事就任に係る届出について準用  
する。

(役員就任の承認の申請手続)

第六条 法人は、定款又は寄附行為に、役員の就任について教育委  
員会の承認を要する旨の定めをしている場合において、その承認  
を申請するときは、第二条第一項第十二号の書類を添付しなけれ  
ばならぬ。

(事業計画書等の届出)

第七条 法人は、年度(定款又は寄附行為に別段の定めがないとき  
は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終るものとする。

以下同じ。)開始前に、翌年度の事業計画届(第五号様式)に事業  
計画書及び収支予算書を添えて、教育委員会に届け出なければな  
らない。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでな  
い。

2 前項ただし書の場合における届出は、年度開始後三月以内に行

わなければならない。この場合においては、年度開始前に届出をすることができなかつた理由を記載した書面を添付しなければならない。

(事業計画書等の変更の届出)

第八条 法人は、第二条第一項第九号の事業計画書及び収支予算書又は前条の事業計画書及び収支予算書を変更したときは、遅滞なく事業計画書等変更届(第六号様式)により教育委員会に届け出なければならない。ただし、第十条第一項及び第二項(第十一条において準用する場合を含む。)の規定により、定款又は寄附行為の変更であつて当該法人の事業内容の変更に係るものについての認可を受けた場合は、この限りでない。

(事業報告)

第九条 法人は、年度終了後三月以内に、その年度における事業の状況について、教育委員会に報告しなければならない。

2 前項の報告は、事業報告書(第七号様式)に、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 年度末現在の財産目録
- 二 収支決算書
- 三 社団法人にあつては、その年度の社員の異動状況

(定款変更認可申請)

第十条 社団法人が、民法第三十八条第二項の規定により、定款の変更について認可を受けようとするときは、定款変更認可申請書(第八号様式)に、次に掲げる書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

- 一 定款の変更案

二 定款の新旧比較対照表

三 総会の決議録の謄本その他定款所定の変更手続を経たことを証明する書類

2 前項の定款の変更が、その社団法人の事業内容に係るときは、前項各号の書類のほか、その変更に係る第二条第一項第五号、第七号から第九号まで及び第十四号の書類を添付しなければならない。この場合において、第二条第一項第九号中「設立後」とあるのは、「定款変更後」と読み替えるものとする。

3 前二項に規定する定款変更認可申請書及び添付書類は、第一項の定款の変更が登記事項に係るものであるときは、副本を添えて提出しなければならない。

(寄附行為変更認可の申請)

第十一条 財団法人が、寄附行為の定めるところにより、寄附行為の変更について認可を受けようとするときは、前条の規定を準用する。

(基本財産の処分等の承認)

第十二条 法人は、基本財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。借入金(その年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。)をしようとするときも、同様とする。

2 前項の承認を受けようとするときは、承認申請書(第九号様式)に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

一 財産目録

二 社団法人にあつては総会の決議録の謄本その他定款所定の手続を経たことを証明する書類、財団法人にあつては寄附行為所

定の手續を経たことを証明する書類

三 基本財産の処分の場合にあつては、処分の目的、使途、処分金額、処分方法及び補てん方法を記載した書類

四 借入金の場合にあつては、借入れの目的、使途、借入金額、利率その他の借入方法及び償還方法を記載した書類

3 前項に規定する承認申請書及び添付書類は、第一項に規定する基本財産の処分が登記事項に係るものであるときは、副本を添えて提出しなければならない。

(書類及び帳簿の備付等)

第十三条 法人は、その事務所に民法第五十一条に規定するもののほか、次に掲げる書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これに代る書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

一 社団法人にあつては定款、財団法人にあつては寄附行為

二 定款又は寄附行為に規定する機関の議事に関する書類

三 収入支出に関する帳簿及び証拠書類

四 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書

五 資産台帳及び負債台帳

六 官公署往復書類

七 その他必要な書類及び帳簿

2 前項第二号の書類は永年、同項第三号の書類及び帳簿は十年以上、同項第六号の書類は一年以上保存しなければならない。

(業務の監督)

第十四条 教育委員会は、必要があると認めるときは、法人に対して業務及び財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員をして法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必



要な物件を検査させることができる。

2 教育委員会は、法人の監督上必要があると認めるときは、民法第六十七条第二項の規定により、法人に対して、その業務に関する事業計画の変更命令その他の必要な命令をすることができる。

3 第一項の規定により、職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

#### (解散の報告)

第十五条 法人は、民法第六十八条に規定する解散事由(設立許可の取消しによる場合を除く。)により解散したときは、遅滞なく解散報告書(第十号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に報告しなければならない。

- 一 解散の事由を記載した書類
- 二 解散の決議録の写し
- 三 財産目録
- 四 残余財産並びにその処分方法及びその理由を記載した書類
- 五 負債関係及び負債処理の方法を記載した書類
- 六 定款又は寄附行為
- 七 登記事項証明書
- 八 清算人名簿及びその就任承諾書

#### (解散の許可の申請)

第十六条 法人は、解散について、定款又は寄附行為の定めるところにより、教育委員会の許可を受けようとするときは、解散許可申請書(第十一号様式)に前条第一号から第七号までに掲げる書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

2 前項の規定により、解散について許可を受けた法人は、前条の

規定による解散の報告を要しない。

3 第一項の許可申請書及び添付書類は、副本を添えて提出しなければならない。

(残余財産処分の許可の申請)

第十七条 解散した法人の理事は、解散に伴う残余財産の処分について、民法第七十二条第二項又は定款若しくは寄附行為の規定により、教育委員会の許可を受けようとするときは、残余財産処分許可申請書(第十二号様式)に第十五条第一号から第七号までに掲げる書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

2 前項の許可申請書及び添付書類は、副本を添えて提出しなければならない。

(清算人及び解散登記の届出)

第十八条 解散した法人の清算人は、民法第七十七条第一項の規定により解散の登記をしたときは、解散登記完了届(第十三号様式)に登記事項証明書を添えて、教育委員会に届け出なければならない。

2 民法第七十七条第二項の規定により、清算中に就職した清算人について登記したときは、清算人就職登記完了届(第十四号様式)に登記事項証明書を添えて、教育委員会に届け出なければならない。

(清算完了の届出)

第十九条 解散した法人の清算人は、清算が完了したときは、清算終了届(第十五号様式)にこれを証する関係書類を添えて、教育委員会に届け出なければならない。

石川県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則

石川県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和四十二年石川県教育委員会規則第十八号）は、廃止する。

## 附 則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

石川県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十年十一月 日

石川県教育委員会

石川県教育委員会規則第

号